

[粉じん作業従事者特別教育カリキュラム]

< 対象者 >

粉じん作業従事者

< 根拠法令 >

労働安全衛生法第 59 条 (安全衛生教育)

労働安全衛生規則第 36 条 29 号 (特別教育を必要とする業務)

粉じん障害防止規則第 2 条第 1 項第 3 号

厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達 (平成 29 年 10 月 24 日基安発 1024 第 2 号)

厚生労働省労働基準局長通達 (平成 30 年 2 月 9 日基発 0209 第 2 号)

< カリキュラム >

講習 内容	1 . 粉じんの発散防止及び作業場の換気の方法	1 . 0 時間
	2 . 作業場の管理	1 . 0 時間
	3 . 呼吸用保護具の使用の方法	1 . 0 時間
	4 . 粉じんに係わる疾病及び健康管理	1 . 0 時間
	5 . 関係法令	0 . 5 時間
	合計	4 . 5 時間